



傷病手当金の日額計算方法は、以下のとおりです。

支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合

$$1日当たりの金額 = \frac{\text{支給開始日*以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{12ヶ月} \div 30日 \times 2/3$$

支給開始日\*以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額

\*支給開始日とは、一番最初に傷病手当金が支給された日のことです

(例) 支給開始日が「令和4年9月1日」の場合

対象月	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9
標準報酬月額	26万円	26万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円

$$\frac{(26万円 \times 2ヶ月) + (30万円 \times 10ヶ月)}{12ヶ月} \div 30日 \times 2/3 = 6,520円$$

※1 [30日]で割ったところで1の位を四捨五入します。  
※2 [2/3]で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します。

支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

- 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- 当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額  
⇒ 令和4年度は30万円

比べて少ない方の額を使用して計算します。

※ 下記のいずれかの場合、支給額の一部または全部が調整されます。

- ① 手当なども含め、一部でも給与が支給されている。
- ② 傷病手当金と同じ病気などで障害厚生年金または障害手当金が受けられる。
- ③ 退職後に老齢年金等が受けられる。
- ④ 労災保険から休業補償給付金が受けられる。
- ⑤ 傷病手当金の申請期間中に出産手当金が支給されている。

# 健康保険委員だより

令和4年

9月号



協会けんぽ山口支部では、事業所における従業員への健康づくりを推進しています。その一環として、山口県健康づくりセンターで実施されている事業についてご紹介いたします。

## 山口県健康づくりセンターの健康教育教材を活用してみませんか

山口県健康づくりセンターでは、地域や各団体等の健康づくり活動を支援するため、健康づくりに関する教材(生活習慣病、禁煙、運動、栄養など)の貸出を無料で行っています。



### おすすめの貸出教材パック

テーマに応じて、測定機器・模型・パネル・ポップ表示等を揃えてお貸しします。同梱の使用例を参考に設置・使用できるので「気軽に普及啓発を行いたい」、「どう啓発したらよいのだろう?」とお考えの方へおすすめです。

#### さあみんなでLet's減塩ライフII



食事する場所(食堂・休憩所)などで展示

血圧が高めの人へ健診後の結果説明のサポートとして

フードモデルは変更できます **NEW!**



メニューごとの食塩量がわかります!

#### 健康のための一歩を踏み出そう!!



運動の動機づけに

健診結果で「運動不足」の指摘があった方へ

#### InBody 貸出パック

好評にて予約増加中



健診後の結果改善のサポートとして

健康経営の取組みの1つとして

[InBody] は筋肉や脂肪の量等の体成分を測定できる機器です。

※上記以外にもパックがあります。詳しくは山口県健康づくりセンターホームページをご覧ください。



#### 貸出の手順 まずは、お電話ください!

- ① 電話・メールで事前確認・予約
- ② 健康づくりセンター窓口にて受け取り
- ③ 貸出期間(原則2週間)
- ④ 健康づくりセンター窓口にて返却

お問い合わせは「山口県健康づくりセンター 健康企画・研修班」へお気軽にご連絡ください。  
TEL: 083-934-2200 (平日8:30~17:00まで)

～職場でのお声掛けをお願いします～

## 健診を受けて、治療が必要な方は 医療機関を受診しましょう



協会けんぽでは、年に1回、健診を受けていただくようご案内をしております。

健診を受けることで、どの健診項目が基準値よりも高いのかなど、ご自身の体の状態を把握し、改善が必要であれば、その状態に応じて、**特定保健指導を受けて生活習慣の改善を図る**、**医療機関を受診して治療を受ける**、といった健診後の行動がとることも重要となってきます。

生活習慣病の発症・重症化の  
予防は、**生活習慣の改善と  
早期受診が重要!**



### 健診機関・協会けんぽからの「医療機関へ受診していただくための案内」

健診機関や協会けんぽでは、健診の結果、治療が必要と判定された方に対して、医療機関への受診の必要性に気付いていただけるよう、様々な機会を通じてご案内しております。**案内が届いた場合は、早期に医療機関を受診することを、従業員様にお声掛けいただくとともに、従業員様が受診しやすい体制づくりにご協力をお願いいたします。**

#### 健診機関からの案内



医師の診察や健診結果を送付する際に、必要に応じて、健診機関より対象者の方へご案内。

#### 協会けんぽからの案内



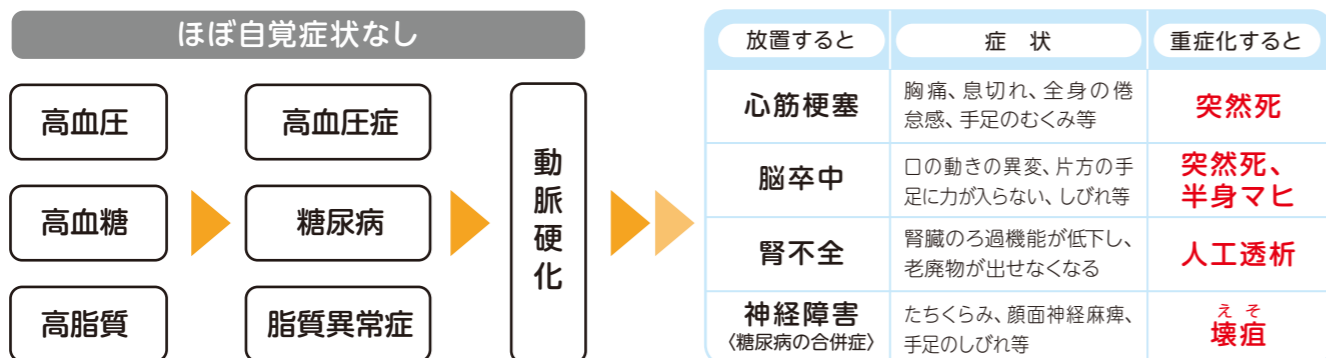
健診受診月から3か月以内に**医療機関を受診していない方**に対してご案内。(※)

※ 血圧値・血糖値・LDLコレステロール値が受診勧奨基準値を超えた方へ案内します。(LDLコレステロール値の基準は令和4年10月より追加)



### 放置すると、さまざまな合併症の危険がある!

健診項目のうち、血糖、血圧、脂質(LDLコレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール)は生活習慣病を予防するためにとても重要な項目です。これらを放置すると、**さまざまな合併症を引き起こし、長期の通院が必要になったり、最悪、死に至る可能性も。**



## 健康保険委員の「健康づくりの取組」を訪ねて

健康保険委員の方が取り組んでおられる、従業員の皆様の「健康づくりの取組」をご紹介します。



### 株式会社 ガイダー山口工場 様

株式会社 ガイダー山口工場 様は「やまぐち健康経営企業認定制度」において認定を受けています。また、「健康経営優良法人認定制度」において「健康経営優良法人(中小規模法人部門)」の認定\*を4年連続で受けられています。

(※大阪本社の「株式会社 ガイダー」での認定)



ご対応いただいた  
健康保険委員 識名 崇司 様

#### <株式会社 ガイダー山口工場 様の紹介>

山口市鋳銭司でバルコニーやエクステリアなどの住宅建材を製造し、中四国・九州方面へ供給されている事業所様です。

#### どのような形で健康づくりの取組を進めていますか。

企業経営における基本は人材であると当社は考えており、経営方針の中で「健康経営」を掲げ、職場の健康づくりに取り組んでいます。

#### 健康づくりに取り組まれて感じた効果はありますか。

従業員の中で健康づくりの意識が浸透してきていると感じます。健診結果を気にする者も増え、数値等も改善傾向にあります。

#### 健康づくりの取組についてお聞かせください。

会社が費用を負担のうえ、協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用しています。健診結果についても確認しており、要再検査者へは受診を促し、受診後の報告も受けています。

従業員に健康づくりを意識してもらうため、健診結果についての表彰制度を設けており、年に一度、結果が良好な従業員に対して手当を支給しています。

また、協会けんぽの保健師・管理栄養士による特定保健指導の利用と併せて、出前講座を受講しています。今年は食事や体内時計に関する内容で、従業員に好評でした。他にも、山口県主催の「やまぐち健康経営フォローアップ講習会」や協会けんぽメールマガジンの内容を職場内で展開し、情報提供を行っています。

2023年  
1月から

協会けんぽの申請書・申出書

## 新様式の使用にご協力をお願いします

2023年1月から、より迅速な審査の実施と記入方法をよりわかりやすくすることを目的として、**各申請書等の様式を変更いたします。**

- **2023年1月以降は、新様式の申請書等をご使用ください。**旧様式で申請された場合、事務処理等に時間を要していただく場合がございます。
- 新様式の申請書等は、**2022年11月以降**に協会けんぽのホームページからご入手いただけます。

